

<次世代教育学部 こども発達学科（幼稚園教諭一種免許状）>

※1 免許状取得における必修科目は●、選択必修科目は◎、選択科目は○で表示

※3 免許法施行規則に定める科目区分の単位数欄の（ ）内の数字は、幼稚園教諭二種免許状の最低修得単位数を意味する。

【2019年度入学生対象】

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	備 考
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項	単 位 数	授 業 科 目	卒業要件と しての単位数		配 当 年 次			
				必 修	選 択				
教育職員免許 法施行規則 66 条の 6 に定め る必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法		2	1	●	●	
	体育	2	体育理論	1		1	●	●	
			体育実技	1		1	●	●	
	外国語コミュニケーション	2	英会話	2		1	●	●	
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシー I（基礎）	2		1	●	●		
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	10 (6)	教育の思想と原理 A	2		1	●	●	
	教職の意義及び教員の 役割・職務内容（チーム 学校運営への対応を含 む。）		教職入門 A		2	1	●	●	
	教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項（学 校と地域との連携及び 学校安全への対応を含 む。）		教育社会学		2	2	●	●	
	幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過 程		教育心理学 A	2		1	●	●	
			発達心理学 A	2		1	●	●	
	子どものこころ			2		3	○	○	
	特別の支援を必要とす る幼児、児童及び生徒に 対する理解		特別支援教育論 A		2		3	●	●
教育課程の意義及び編 成の方法（カリキュラ ム・マネジメントを含 む。）	教育課程論（初等）		2		1	●	●		
道徳、総合的な 学習の時間等 の指導法及び 生徒指導、教育 相談等に関す る科目	教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用 を含む。）	4	教育方法・技術論（初等）		2	3	●	●	
			子どもとマルチメディア		2	3	○	○	
	幼児理解の理論及び方 法 教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知 識を含む。）の理論及び 方法		子ども子育て教育相談		2		3	●	●
教育実践に関 する科目	教育実習	5	教育実習事前・事後指導（幼稚園）		1	3・4	●	●	
			教育実習 I（幼稚園）		2	3・4	●	●	
			教育実習 II（幼稚園）		2	3・4	●	●	
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）		2	4	●	●	

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	備 考
科目区分		単 位 数	授 業 科 目	卒業要件と しての単位数		配 当 年 次			
				必 修	選 択				
領域及び保育 内容の指導法 に関する専門 的事項	領域に関する 専門的事項	国語	言葉の理解		2	2	◎	◎	※一種免許状の取得 にあたっては6単位 以上選択必修 ※二種免許状の取得 にあたっては4単位 以上選択必修
		算数	数の理解		2	1	◎	◎	
		生活	生活の理解		2	2	◎	◎	
		音楽	音楽の理解		2	1	◎	◎	
		図画工作	美術の理解		2	1	◎	◎	
		体育	運動・健康の理解		2	1	◎	◎	
	保育内容の 指導法（情 報機器及び 教材の活用 を含む。）	健康	子どもと健康		2	2	●	●	
		人間関係	子どもと人間関係		2	2	●	●	
		環境	子どもと環境		2	2	●	●	
		言葉	子どもと言葉		2	2	●	●	
		表現	表現A（造形表現）		2	2	●	●	
			表現B（音楽表現）		2	2	●	●	
表現C（身体表現）			2	2	●	●			
大学が独自に設定する科目			人権と教育		2	2	○	○	
			次世代教育学総論	2		1	●	●	
			免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した 「教育の基礎的理解に関する科目」						
			免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談 等に関する科目」						
			免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した 「領域及び保育内容の指導法に関する専門的事項」						

※免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できる。ただし、含めることが必要な事項を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで（二種免許状を受ける場合は6単位まで）

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで

「教職実践演習」→2単位まで

「教育実習」→3単位まで

※免許法施行規則第2条第1項の表備考第12号、第13号により、小学校教諭免許状の授与を受ける資格がある場合は、次の単位を充当できる。

「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」

→合わせて2単位まで（二種免許状を受ける場合はそれぞれ1単位まで）

「各教科の指導法」又は「特別活動の指導法」

→「保育内容の指導法」に半数まで

<次世代教育学部 教育経営学科（小学校教諭一種免許状）>

※1 免許状取得における必修科目は●、選択必修科目は◎、選択科目は○で表示

※2 小学校の教員免許を取得しようとするものは、「介護等体験実習」は必修

※3 免許法施行規則に定める科目区分の単位数欄の（ ）内の数字は、小学校教諭二種免許状の最低修得単位数を意味する。

【2019年度入学生対象】

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一 種 免 許 状	一 種 免 許 状	備 考	
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項	単 位 数	授 業 科 目	卒業要件と しての単位数		配 当 年 次				
				必 修	選 択					
教育職員免許 法施行規則第 66条の6に定 める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法		2	1	●	●		
	体育	2	体育理論	1		1	●	●		
			体育実技	1		1	●	●		
	外国語コミュニケーション	2	英会話	2		1	●	●		
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシーⅠ（基礎）	2		1	●	●			
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の 役割・職務内容（チーム 学校運営への対応を含 む。） 教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項（学 校と地域との連携及び 学校安全への対応を含 む。） 幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過 程 特別の支援を必要とす る幼児、児童及び生徒に 対する理解 教育課程の意義及び編 成の方法（カリキュラ ム・マネジメントを含 む。）	10 (6)	教育の思想と原理 B	2		1	●	●		
			教職入門 B			2	1	●	●	
			教育社会学			2	3	●	●	
			教育心理学 B	2		1	●	●		
			発達心理学 B			2	2	○	○	
			特別支援教育論 B			2	3	●	●	
教育課程論（初等）			2	3	●	●				
道徳、総合的な 学習の時間等 の指導法及び 生徒指導、教育 相談等に関す る科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の 指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用 を含む。） 生徒指導の理論及び方 法 進路指導及びキャリア 教育の理論及び方法 教育相談（カウンセリング）に 関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法	10 (6)	道徳教育の理論及び指導法（初等）	2		3	●	●		
			総合的な学習の時間の指導法（初等）			2	2	●	●	
			特別活動の指導法（初等）			2	2	●	●	
			教育方法・技術論（初等）			2	3	●	●	
			生徒指導・進路指導論（初等）			2	2	●	●	
			教育相談 B			2	2	●	●	
教育実践に関 する科目	教育実習	5	教育実習事前・事後指導（小学校）		1	3・4	●	●		
			教育実習Ⅰ（小学校）		2	3・4	●	●		
			教育実習Ⅱ（小学校）		2	3・4	●	●		
	教職実践演習	2	教職実践演習（小学校）		2	4	●	●		

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	備考
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	単 位 数	授業科目	卒業要件と しての単位数		配 当 年 次			
				必修	選択				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	言葉の理解		2	1	◎	◎	※一種免許状の取得にあたっては10単位以上選択必修 ※二種免許状の取得にあたっては、4単位以上選択必修
		社会	社会の理解		2	1	◎	◎	
		算数	数の理解		2	1	◎	◎	
		理科	自然の理解		2	1	◎	◎	
		生活	生活の理解		2	2	◎	◎	
		音楽	音楽の理解		2	2	◎	◎	
		図画工作	美術の理解		2	2	◎	◎	
		家庭	衣・食・住の理解		2	2	◎	◎	
		体育	運動・健康の理解		2	2	◎	◎	
		外国語	英語の理解		2	1	◎	◎	
	各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	国語（書写を含む。）	国語科教育法		2	2	●	◎	※二種免許状の取得にあたっては6科目以上の各教科の指導法を選択必修（ただし、図画工作・音楽・体育のうち2科目以上を含むこと）
		社会	社会科教育法		2	2	●	◎	
		算数	算数科教育法		2	2	●	◎	
		理科	理科教育法		2	2	●	◎	
		生活	生活科教育法		2	3	●	◎	
		音楽	音楽科教育法		2	3	●	◎	
		図画工作	図画工作科教育法		2	3	●	◎	
		家庭	家庭科教育法		2	3	●	◎	
		体育	体育科教育法		2	3	●	◎	
外国語	小学校英語科教育法		2	3	●	◎			
大学が独自に設定する科目			人権と教育		2	2	○	○	
			次世代教育学総論	2		2	●	●	
			教育評価		2	2	○	○	
			介護等体験実習		1	1+1	●	●	

- 【1】免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できる。ただし、含めることが必要な事項を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。
「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで（二種免許状を受ける場合は6単位まで）
「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで
「教職実践演習」→2単位まで
「教育実習」→3単位まで

- 【2】免許法施行規則第2条第1項の表備考第12号及び第3条第1項の表備考第6号により、幼稚園教諭免許状の授与を受ける資格がある場合は、次の単位を充当できる。
・「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」ならびに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のうち
→合わせて2単位まで（二種免許状を受ける場合はそれぞれ1単位まで）
「保育内容の指導法に関する科目」を
→「生活の教科の指導法」に→2単位まで 「特別活動の指導法」に1単位まで

< 体育学部 体育学科（中学校教諭一種免許状（保健体育）） >

※1 免許状取得における必修科目は●、選択必修科目は◎、選択科目は○で表示

※2 中学校の教員免許を取得しようとするものは、「介護等体験実習」は必修

※3 免許法施行規則に定める科目区分の単位数欄の（ ）内の数字は、中学校教諭二種免許状の最低修得単位数を意味する。

【2019年度入学生対象】

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	備考	
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項	単位 数	授業科目	卒業要件と しての単位数		配 当 年 次				
				必修	選択					
教育職員免許 法施行規則第 66条の6に定 める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法		2	1	●	●		
	体育	2	体育理論	1		1	●	●		
			体育実技	1		1	●	●		
	外国語コミュニケーション	2	英会話	2		1	●	●		
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシー I（基礎）	2		1	●	●			
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関 する歴史及び思想	10 (6)	教育の思想と原理 C		2	1	●	●		
	教職の意義及び教員の役 割・職務内容（チーム学校運 営への対応を含む。）		教職入門 C		2	1	●	●		
	教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項（学校と地域 との連携及び学校安全への 対応を含む。）		教育社会学		2	3	●	●		
	幼児、児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程		教育心理学 C 発達心理学 C		2	1	●	●		
	特別の支援を必要とする幼 児、児童及び生徒に対する理 解		特別支援教育論 C		2	3	●	●		
	教育課程の意義及び編成の 方法（カリキュラム・マネジ メントを含む。）		教育課程論（中等）		2	3	●	●		
生徒指導、総 合的な学習の 時間等に関する 科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	道徳教育の理論及び指導法（中 等）		2	3	●	●		
	総合的な学習の時間の指導 法		総合的な学習の時間の指導法 （中等）		2	2	●	●		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法（中等）		2	2	●	●		
	教育の方法及び技術（情報機 器及び教材の活用を含む。）		教育方法・技術論（中等）		2	3	●	●		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論（中等）		2	2	●	●		
	進路指導及びキャリア教育 の理論及び方法									
	教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法		教育相談 C		2	2	●	●		
科目 教育実践に関 する	教育実習	5	教育実習事前・事後指導（保健 体育）		1	3・4	●	●		
			教育実習 I（中学校・高等学校）		2	3・4	●	●		
			教育実習 II（中学校）		2	3・4	●	●		
	教職実践演習	2	教職実践演習（中学校・高等学 校）		2	4	●	●		

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目					一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	備 考
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	単 位 数	授業科目	卒業要件と しての単位数			配 当 年 次			
				必修	選択	選択				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 体育実技	28 (11)	バスケットボールⅠ（基礎）		1		1	●	●	
			バスケットボールⅡ（応用）			1	2	○	○	
			バレーボールⅠ（基礎）		1		1	●	●	
			バレーボールⅡ（応用）			1	2	○	○	
			ソフトボール		1		1	●	●	
			ハンドボール		1		1	○	○	
			陸上Ⅰ（基礎）		1		1	●	●	
			陸上Ⅱ（応用）			1	2	○	○	
			器械運動		1		1	●	●	
			ダンスⅠ（基礎）		1		1	●	●	
			ダンスⅡ（応用）			1	2	○	○	
			体づくり運動			1	2	●	●	
			柔道Ⅰ（基礎）		1		1	●	●	
			柔道Ⅱ（応用）			1	2	○	○	
			剣道Ⅰ（基礎）		1		1	●	●	
			剣道Ⅱ（応用）			1	2	○	○	
			レスリング		1		1	○	○	
	ラグビー		1		1	○	○			
	サッカー		1		1	○	○			
	水泳Ⅰ（基礎）		1		1	●	●			
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	体育原理		2			1	●	●	
		体育心理学			2	1	○	○		
		体育行政学			2	2	○	○		
		体育社会学			2	2	○	○		
		体育史			2	2	○	○		
		スポーツ経営学			2	1	○	○		
		運動学			2	1	●	●		
	生理学（運動生理学を含む。）	生理学			2	2	●	●		
運動生理学Ⅰ（基礎）				2	2	○	○			
衛生学・公衆衛生学			2	2	●	●				
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	公衆衛生学			2	2	●	●			
	学校保健			2	2	●	●			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保健体育科指導法Ⅰ（基礎）			2	2	●	●	※二種免許状の取得にあたっては2単位以上選択必修		
	保健体育科指導法Ⅱ（応用）			2	2	●	●			
	保健体育科指導法Ⅲ（発展）			2	3	●	◎			
	保健体育科指導法Ⅳ（実践）			2	3	●	◎			
大学が独自に設定する科目	人権と教育				2	2	○	○		
	介護等体験実習			1	1	●	●			
	免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目」	4								
	免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」									
	免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」									

- 【1】免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できる。ただし、含めることが必要な事項を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで（二種免許状を受ける場合は6単位まで）

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで

「教職実践演習」→2単位まで

「教育実習」→3単位まで

- 【2】教科に関する科目のうち下線部のある科目は、一般的包括的科目であることを示しています。複数の科目を全て修得することをもって一般的包括的内容を満たす科目区分があります。

(例) 「体育実技」、 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)

- 【3】免許法施行規則第15条第1項により、中学校教諭一種免許状〔英語〕または、中学校二種免許状〔英語〕の授与を受ける資格がある場合の最低修得単位数は以下のようになります。

受けようとする他の教科 についての免許状の種類	授与を受ける資格がある 免許状	最低修得単位数		
		教科に関する専門的事 項に関する科目※1	各教科の指導法に関す る科目※2	合計
一種免許状	一種免許状	20	8	28
二種免許状	一種免許状 二種免許状	10	3	13

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的内容が含まれていなければならない。

※2 「各教科の指導法に関する科目」は、受けようとする免許教科の「各教科の指導法」である。

< 体育学部 体育学科（高等学校教諭一種免許状（保健体育）） >

※1 免許状取得における必修科目は●、選択必修科目は◎、選択科目は○で表示

※2 高等学校教諭二種免許状は存在しない

【2019年度入学生対象】

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一種免許状	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	卒業要件としての単位数		配当年次		
				必修	選択			
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法		2	1	●	
	体育	2	体育理論	1		1	●	
			体育実技	1		1	●	
	外国語コミュニケーション	2	英会話	2		1	●	
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシー I（基礎）	2		1	●		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育の思想と原理 C		2	1	●	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職入門 C		2	1	●	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学		2	3	●	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 C 発達心理学 C		2	1	●	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論 C		2	2	●	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中等）		2	3	●	
法及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	8	総合的な学習の時間の指導法（中等）		2	2	●	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法（中等）		2	2	●	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法・技術論（中等）		2	3	●	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論（中等）		2	2	●	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談 C		2	2	●	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法								
科目 教育実践に関する	教育実習	3	教育実習事前・事後指導（保健体育）		1	3・4	●	
	教職実践演習		教育実習 I（中学校・高等学校）		2	3・4	●	
			教育実習 II（中学校）		2	3・4	○	
		2	教職実践演習（中学校・高等学校）		2	4	●	

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一種免許状	備考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	卒業要件としての単位数					
				必修	選択必修	選択			配当年次
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 体育実技	24	バスケットボールⅠ（基礎）		1		1	●	
			バスケットボールⅡ（応用）			1	2	○	
			バレーボールⅠ（基礎）		1		1	●	
			バレーボールⅡ（応用）			1	2	○	
			ソフトボール		1		1	●	
			ハンドボール		1		1	○	
			陸上Ⅰ（基礎）		1		1	●	
			陸上Ⅱ（応用）			1	2	○	
			器械運動		1		1	●	
			ダンスⅠ（基礎）		1		1	●	
			ダンスⅡ（応用）			1	2	○	
			体づくり運動			1	2	●	
			柔道Ⅰ（基礎）		1		1	●	
			柔道Ⅱ（応用）			1	2	○	
			剣道Ⅰ（基礎）		1		1	●	
			剣道Ⅱ（応用）			1	2	○	
			レスリング		1		1	○	
	ラグビー		1		1	○			
	サッカー		1		1	○			
	水泳Ⅰ（基礎）		1		1	●			
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	体育原理		2			1	●		
	体育心理学				2	1	○		
	体育行政学				2	2	○		
	体育社会学				2	2	○		
	体育史				2	2	○		
	スポーツ経営学				2	1	○		
	運動学				2	1	●		
	生理学				2	2	●		
	運動生理学Ⅰ（基礎）				2	2	○		
	公衆衛生学				2	2	●		
生理学（運動生理学を含む。）				2	2	●			
衛生学・公衆衛生学				2	2	●			
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健				2	2	●		
	保健体育科指導法Ⅰ（基礎）				2	2	●		
	保健体育科指導法Ⅱ（応用）				2	2	●		
	保健体育科指導法Ⅲ（発展）				2	3	○		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保健体育科指導法Ⅳ（実践）				2	3	○		
	人権と教育				2	2	○		
	道徳教育の理論及び指導法（中等）				2	3	○		
	介護等体験実習				1	2・3・4	○		
	免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目」								
大学が独自に設定する科目	12	免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」							
	免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」								

- 【1】免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できる。ただし、含めることが必要な事項を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。
- 「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで
「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで
「教職実践演習」→2単位まで
「教育実習」→3単位まで

- 【2】教科に関する科目のうち下線部のある科目は、一般的包括的科目であることを示しています。複数の科目を全て修得することをもって一般的包括的内容を満たす科目区分があります。
- (例) 「体育実技」、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）」

- 【3】免許法施行規則第15条第1項により、高等学校教諭一種免許状〔英語〕の授与を受ける資格がある場合の最低修得単位数は以下のようになります。

受けようとする他の教科 についての免許状の種類	授与を受ける資格がある 免許状	最低修得単位数		
		教科に関する専門的事 項に関する科目※1	各教科の指導法に関す る科目※2	合計
一種免許状	一種免許状	20	4	24

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的内容が含まれていなければならない。

※2 「各教科の指導法に関する科目」は、受けようとする免許教科の「各教科の指導法」である。

<次世代教育学部 教育経営学科（中学校教諭一種免許状（英語））>

※1 免許状取得における必修科目は●、選択必修科目は◎、選択科目は○で表示

※2 中学校の教員免許を取得しようとするものは、「介護等体験実習」は必修

※3 免許法施行規則に定める科目区分の単位数欄の（ ）内の数字は、中学校教諭二種免許状の最低修得単位数を意味する。

【2019年度入学生対象】

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	備 考	
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項	単 位 数	授業科目	卒業要件と しての単位数		配 当 年 次				
				必修	選択					
教育職員免許 法施行規則第 66条の6に定 める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法		2	1	●	●		
	体育	2	体育理論 体育実技	1		1	●	●		
	外国語コミュニケーション	2	英会話	2		1	●	●		
	情報機器の操作	2	コンピュータリテラシーⅠ（基礎）	2		1	●	●		
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	教育の思想と原理 C	2		1	●	●		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職入門 C		2	1	●	●		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学		2	3	●	●		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 C 発達心理学 C	2		1	●	●		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論 C		2	3	●	●		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中等）		2	3	●	●		
道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	道徳教育の理論及び指導法（中等）		2	3	●	●		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法（中等）		2	2	●	●		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法（中等）		2	2	●	●		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法・技術論（中等）		2	3	●	●		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論（中等）		2	2	●	●		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談 C		2	2	●	●		
教育実践に関 する科目	教育実習	5	教育実習事前・事後指導（英語）		1	3・4	●	●		
			教育実習Ⅰ（中学校・高等学校） 教育実習Ⅱ（中学校）	2		3・4	●	●		
	教職実践演習	2	教職実践演習（中学校・高等学校）		2	4	●	●		

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	備 考
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	単 位 数	授 業 科 目	卒業要件と しての単位数		配 当 年 次			
				必修	選択				
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	28 (11)	英語文法		2	2	●	●	
			上級英語文法		2	3	○	○	
			実践英文法（基礎）		2	1	○	○	
			実践英文法（応用）		2	1	○	○	
	英語文学		英語学概論		2	2	○	○	
			英語文学		2	1	●	●	
			英語文学史		2	1	○	○	
			上級オーラルコミュニケーション		2	3	●	●	
	英語コミュニケーション		英語のリズムとイントネーション		2	2	○	○	
			時事英語		2	1	○	○	
			映画とテレビの英語		2	2	○	○	
			リーディング・スキル（基礎）		2	1	○	○	
			リーディング・スキル（応用）		2	2	○	○	
			リーディング・スキル（実践）		2	3	○	○	
	異文化理解		異文化コミュニケーション論		2	1	●	●	
			比較文化論		2	2	○	○	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	英語科教育法Ⅰ（基礎）		2	2	●	●	※二種免許状の 取得にあたっては2単位以上 選択必修		
	英語科教育法Ⅱ（応用）		2	2	●	○			
	英語科教育法Ⅲ（発展）		2	3	●	○			
	英語科教育法Ⅳ（実践）		2	3	●	○			
大学が独自に設定する科目	4	人権と教育		2	2	○	○		
		教育評価		2	2	○	○		
		英語教授法特論		2	3	○	○		
		介護等体験実習		1	1	●	●		
		免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した 「教育の基礎的理解に関する科目」							
免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」									
免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した 「教科及び教科の指導法に関する科目」									

【1】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できる。ただし、含めることが必要な事項を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで（二種免許状を受ける場合は6単位まで）

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで

「教職実践演習」→2単位まで

「教育実習」→3単位まで

【2】 「教科及び教科の指導法に関する科目」の「教科に関する専門的事項」のうち下線のある科目は、一般的包括的内容を含んだ科目であることを示している。

【3】 免許法施行規則第15条第1項により、中学校教諭一種免許状〔保健体育〕または、中学校二種免許状〔保健体育〕の授与を受ける資格がある場合の最低修得単位数は以下のようになります。

受けようとする他の教科 についての免許状の種類	授与を受ける資格がある 免許状	最低修得単位数		
		教科に関する専門的事 項に関する科目※1	各教科の指導法に関す る科目※2	合計
一種免許状	一種免許状	20	8	28
二種免許状	一種免許状 二種免許状	10	3	13

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的内容が含まれていなければならない。

※2 「各教科の指導法に関する科目」は、受けようとする免許教科の「各教科の指導法」である。

<次世代教育学部 教育経営学科（高等学校教諭一種免許状（英語））>

※1 免許状取得における必修科目は●、選択必修科目は◎、選択科目は○で表示

※2 高等学校教諭二種免許状は存在しない

【2019年度入学生対象】

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一種免許状	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	卒業要件としての単位数		配当年次		
				必修	選択			
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法		2	1	●	
	体育	2	体育理論	1		1	●	
			体育実技	1		1	●	
	外国語コミュニケーション	2	英会話	2		1	●	
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシーⅠ（基礎）	2		1	●		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育の思想と原理 C	2		1	●	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職入門 C		2	1	●	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学		2	3	●	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 C 発達心理学 C	2		1 2	● ○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論 C		2	3	●	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中等）		2	3	●	
目及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科 道徳、総合的な学習の時間等に関する科	総合的な学習の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の指導法（中等）		2	2	●	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法（中等）		2	2	●	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法・技術論（中等）		2	3	●	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論（中等）		2	2	●	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談 C		2	2	●	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法								
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習事前・事後指導（英語）		1	3・4	●	
			教育実習Ⅰ（中学校・高等学校） 教育実習Ⅱ（中学校）		2 2	3・4 3・4	● ○	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中学校・高等学校）		2	4	●	

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一種免許状	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	卒業要件としての単位数		配当年次		
				必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	英語文法		2	2	●	
			上級英語文法		2	3	○	
			実践英文法（基礎）		2	1	○	
			実践英文法（応用）		2	1	○	
			英語学概論		2	2	○	
		英語文学	英語文学		2	1	●	
			英語文学史		2	1	○	
		英語コミュニケーション	上級オーラルコミュニケーション		2	3	●	
			英語のリズムとイントネーション		2	2	○	
			時事英語		2	1	○	
	映画とテレビの英語			2	2	○		
	リーディング・スキル（基礎）			2	1	○		
	異文化理解	リーディング・スキル（応用）		2	2	○		
		リーディング・スキル（実践）		2	3	○		
		異文化コミュニケーション論		2	1	●		
比較文化論			2	2	○			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		英語科教育法Ⅰ（基礎）		2	2	●		
	英語科教育法Ⅱ（応用）		2	2	●			
	英語科教育法Ⅲ（発展）		2	3	○			
	英語科教育法Ⅳ（実践）		2	3	○			
大学が独自に設定する科目	24	人権と教育		2	2	○		
		道徳教育の理論及び指導法（中等）		2	3	○		
		教育評価		2	2	○		
		英語教授法特論		2	3	○		
		介護等体験実習		1	1	○		
		免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目」						
		免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」						
免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」								

【1】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できる。ただし、含めることが必要な事項を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで

「教職実践演習」→2単位まで

「教育実習」→3単位まで

【2】 「教科及び教科の指導法に関する科目」の「教科に関する専門的事項」のうち下線のある科目は、一般的包括的内容を含んだ科目であることを示している。

【3】 免許法施行規則第15条第1項により、高等学校教諭一種免許状〔保健体育〕の授与を受ける資格がある場合の最低修得単位数は以下ようになります。

受けようとする他の教科についての免許状の種類	授与を受ける資格がある免許状	最低修得単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目※1	各教科の指導法に関する科目※2	合計
一種免許状	一種免許状	20	4	24

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的内容が含まれていなければならない。

※2 「各教科の指導法に関する科目」は、受けようとする免許教科の「各教科の指導法」である。